

令和6年度第2回和歌山地方最低賃金審議会

議事録

開催日時 開催場所	令和6年7月26日(金) 和歌山労働総合庁舎6階会議室	18時03分から 18時49分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数5名 定数5名 定数5名	出席5名 出席5名 出席5名

○廣谷会長

ただ今から第2回和歌山地方最低賃金審議会を開催いたします。  
議事に先立ち事務局から事務連絡がございますのでよろしくお願いいたします。

○事務局(谷本)

前回の審議会で御紹介させていただいておりませんでした使用者代表委員の畑下委員を御紹介させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○畑下委員

前回お休みさせていただきましたコアアラ保険パートナーズ株式会社の畑下裕子と申します。よろしくお願いいたします。

○廣谷会長

それでは次に、事務局から委員の出席状況、会議の成立、傍聴者及び意見陳述について報告をお願いします。

○事務局(谷本)

それでは御説明させていただきます。

本日の出席状況につきましては、委員15名中、公益代表委員5名、労働者側委員5名、使用者側委員5名が出席されておりまして、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数、各代表の3分の1以上又は全体で3分の2以上を満たしており、会議が成立していることを報告いたします。

また、本会議は公開となっております。令和6年7月10日に傍聴公示を行いまして、申出があった10名の方が傍聴をされています。

次にですね、最低賃金法第25条第5項に基づきまして、令和6年7月10日に関係労使からの意見聴取の公示を行いましたところ、期日の7月24日までに4名の方から意見の提出があり、審議会におきまして、直接、意見陳述を希望されておりますので、本日、お越しいただいております。

意見陳述者は、申出順に、

紀州有田商工会議所	興津様
わかやま市民生協労働組合	鬼束様
和歌山地区労働組合協議会	祐伯様
和歌山県地方労働組合評議会	杉様

の4名です。

なお、意見陳述の申出をいただいた4名の方は傍聴も希望されておりますので、その4名の方を含めて傍聴者は10名となっております。

以上、御報告させていただきます。

○廣谷会長

それでは開会に当たり、和歌山労働局長からごあいさつをお願いします。

<局長あいさつ>

○廣谷会長

では議題に入る前に、本日の資料について事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

御説明いたします。

資料1は、和歌山県最低賃金の改正について、御提出をいただきました意見書でございます。受付順になっております。

資料2は、和歌山弁護士会様から当審議会宛ての会長の声明となっております。

資料3は、和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定に係る申出書となっております。申出書の添付書類は事務局で保管していますので、委員の方から御希望があれば御覧いただけます。

資料4は、申出のありました特定最低賃金の決定等の必要性に関する形式的審査の結果の資料となっております。

資料5は、和歌山県が公表している職種別、学歴別初任給のデータを取りまとめたものとなっております。

資料6は、和歌山県最低賃金に関する実態調査の結果報告書となっております。これは県内の製造業、新聞・出版業、卸売・小売業、サービス業などの事業所の労働者の今年6月分の賃金について回答をいただいた統計となっております。専門部会の金額審議等でも御活用いただきたいと思います。

資料7は、7月25日付けで中央最低賃金審議会から通知がありました、令和6年度の地域別最低賃金改定の目安についての答申文です。後ほど伝達をさせ

ていただきたいと思ひます。

また、別つづりといたしまして、本年度の中央最低賃金審議会の第2回目の目安に関する小委員会配付資料を配付させていただいております。

以上、簡単に資料の説明をさせていただきました。

なお、資料内容についての御質問等がございましたら、この後の該当する資料を用いた審議の中で、その都度、御質問いただければと思ひます。

以上でございます。

#### ○廣谷会長

ただ今、事務局から説明がありました資料については、今後の審議の参考として有効に活用したいと考えております。

それでは、これから議題に入りたいと思ひます。

ではまず議題1の関係労使の意見陳述ですが、最低賃金法第25条第5項に基づき、意見陳述の申出がありました4名の方から意見聴取を行いたいと思ひます。一人5分程度とさせていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

まず、紀州有田商工会議所の興津様、意見陳述をお願いいたします。

#### ○紀州有田商工会議所（興津）

紀州有田商工会議所の興津と申します。本日、このような場を設けていただきまして誠にありがとうございます。それでは私の方から意見陳述をさせていただきます。

私がおります紀州有田商工会議所は、小規模事業者及び中小企業で組織する公益法人でございます。本年度の最低賃金審議会の審議に当たりまして、中小企業、小規模事業者の皆様方の声を届けさせていただきます。

深刻な人手不足と物価上昇を背景に、大企業を中心に賃上げの動きが広がりつつあり、日本経済がデフレから脱却し、真に力強さを取り戻すためには、物価と賃金の好循環により実質賃金の上昇につなげていくことが求められております。

そのためには雇用の7割を支える中小・小規模事業者の賃上げが重要であり、人手不足を理由とする防衛的な賃上げではなく、業績の改善を伴う前向きな賃上げの動きを広げていかなければならないと考えております。

こうした中、最低賃金については、昨年、地方最低賃金審議会において、中央が示す目安額を上回る引上げが相次ぎ、過去最高となる全国加重平均、平均43円、4.5%の大幅な引上げとなりました。また、昨日には今年度の最低賃金について、中央最低賃金審議会において、全国平均の50円、5.0%とする目安が正式決定とされてございます。

法定三要素、生計費、賃金、企業の賃金支払能力のうち、生計費、物価と賃金上昇局面にある中で、ある程度の引上げは必要と考えられますが、中小・小規模事業者の経営や地域経済に与える影響については、十分注視が必要でございます。

最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティーネットとして、赤字企業も含め強制力を持って適用されるものであり、法の趣旨にのっとった審議決定が求められることは言うまでもありません。

こうした認識の下、2024年度の和歌山地方最低賃金審議に当たり、次の内容、二点でございますが要望をいたします。

一点目が、法定三要素に関するデータに基づく明確な根拠の下、納得感のある審議決定をお願いしたいということでございます。

中央最低賃金審議会では公労使が三要素に関するデータを基に審議を重ね、各種統計を参照する形で目安額決定の根拠が明確に示されるなど、プロセスの適正化が一定程度図られてきました。こうした取組が継続され、地方においてもデータによる明確な根拠に基づく納得感のある審議決定が行われることを強く求めます。データは大企業を含んだのものではなく、中小・小規模事業者のデータを活用いただけたらと考えております。

地方最低賃金審議会におきましては、目安額ありき、引上げありきではなく、和歌山県内の経済実態を十分踏まえた議論をお願いしたいと思っております。

二点目が、改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間確保をとということで、昨年は地域別最低賃金は各都道府県の地方最低賃金審議会での改定決定後、和歌山県は昨年10月1日が発効日でございます。他の都道府県も10月の1日から10月の14日までに発効というものでございました。

最低賃金は違反すれば罰則を伴う制度であり、最低賃金の引上げの影響を受ける労働者が増える中、各企業は2か月足らず、決まってから2か月足らずで対応せざるを得ず、多くの零細企業や中小企業から負担増の声が聞かれております。また、年度途中での賃上げに伴う価格転嫁も容易でなく、原資の確保に向けても各企業の十分な準備期間を確保することが必要であります。

こうした状況を踏まえまして、改定後の最低賃金については指定日発効等によりまして、年初め又は年度初めの発効をお願いしたいと考えております。

以上、二点でございます。

○廣谷会長

ありがとうございました。

ただ今の興津様の御意見に関して、御質問等はございませんか。

質問等なし

○廣谷会長

では興津様、ありがとうございました。

続きまして、わかやま市民生協労働組合の鬼束様、お願いいたします。

○わかやま市民生協労働組合（鬼束）

こんにちは。私はわかやま市民生協でパートの再雇用で働いている鬼束と申します。よろしくお願いいたします。

私は、現在、家族は失業給付を受けている夫と二人暮らしです。持ち家があるんですけども、その持ち家も家を建てたのが遅かったので、まだローンを払っております。でも住んでいるとどうしても家のメンテナンスにお金が掛かったりとか、それだったら借家に住めばって感じなんですけれど、借家でも安く済むのではなく、家賃とか契約更新のために、その費用が多分に掛かっているというふうに聞いてます。

今年は物価高騰で生活がますます苦しくなっています。政府としては今年も電気代の補助とかガソリン代の補助を引き続き行っているみたいなんですけども、物価高騰には全く追い付いていません。特に食料品の高騰がすごいと思っております。それで低賃金で働く女性、若い世代の方、年金で生活する私たち高齢者の生活が一番苦しくなっていると思います。その最低賃金で働いている多くの方が、この女性、若い世代、年金生活者なので、最低賃金の大幅な引上げは是非とも必要だと思っております。

今どこでも人手不足が起こっています。私が働いているわかやま市民生協でも、今年の春闘で正規の■■■■代までに■■■■円の賃上げがあり、パートに関しては、今年是最賃より■■■■円高い■■■■円が企業内最低賃金と決まったんですけども、それでも人手不足は解消していません。

あるニュースでは、働く方が確保できないので時給を1,500円で募集したら応募が殺到したとか、別のニュースでは、時給を上げたくても費用が掛かり過ぎるということで、でも安定して働いてもらうには必要なので、安定して長く働いてくれる人の時給を上げるっていうのもありました。やはり時給が応募のきっかけになると思いますので、最低賃金の引上げを是非ともよろしくお願いします。

今年の最低賃金審議会の前に、徳島県知事が最低賃金を今すぐ千円以上にといい意見を述べたというニュースを見ました。その意見の中に、低い時給と認識されると若い人が地元に残ってくれないっていうように話されていたそうです。本当にそのとおりだと思ってます。和歌山は隣の大阪に比べると、最賃で135円もの差があって、1日働くと1,080円差になります。1日で1,080円なので、年間にすると約30万円近くになります。これだけ差があったらどうしても和歌山じゃなくて大阪でっていうふうになると思いますので、特に若い

方、そういう方が多くなってくるんじゃないかなって思います。今後も和歌山で生活して働き続けてもらうには、やはり生活できるだけの賃金が必要だと思っ  
てます。大阪との差が広がっている今の状況では、和歌山で、地元で働いてくだ  
さいって勧めるのはものすごく難しいです。

コロナが起こった時に地方で働くことを選択した方が増えたっていいです。  
白浜空港とかの近所で東京から来て働いているとかっていうふうにもニュース  
で出てました。でも働いても思うような生活が出来なかったら地方で働く意味  
がなくなっていくます。だから、どこでも誰でも働けば同じだけの賃金を得られ  
るとというのが基本ではないのでしょうか。今こそ和歌山の最低賃金を大幅に引  
上げ、若い方も地元にとどまってもらえるように時給の改正を望みます。よろし  
くお願いします。

○廣谷会長

ありがとうございました。

ただ今の鬼束様の御意見に関して、御質問等はございませんか。

質問等なし

○廣谷会長

では、ありがとうございました。

続きまして、和歌山地区労働組合協議会の祐伯様、お願いいたします。

○和歌山地区労働組合協議会（祐伯）

地区労の祐伯です。この機会を与えていただいてどうもありがとうございます。  
私の意見は四点ございます。

日本の最低賃金は、まず低い、諸外国に比べて低過ぎるという点があります。  
昨日の毎日新聞の一面なんですけれども、イギリスの最低賃金が2,102円、  
毎日新聞で。ドイツで1,976円、フランスで1,834円、アメリカワシ  
ントン州で2,346円と紹介されておりました。日本は約半分ということになり  
ます。人件費が半分です。もちろん円安の影響もあるんでしょうけれども、私は  
これは国内で相対的に安価な労働力が得られると、そんな理由で失われた30  
年に至ったんじゃないかと考えております。この大変低い最低賃金が国内で貧  
困を生み出すこともあるし、格差は間違いなく生み出しているというふうに思  
います。望まない非正規は極めて不満足な収入に留め置かれる実態を生んでい  
ると思います。失われた30年の原因が、安い労働力の確保が安易だったことに  
あると考えますので、今後、これ以上失われたいためには日本の最低賃金は諸外  
国並み、あるいは全労連が望む1,500円全国一律にすべきだと考えます。

先ほどの鬼束さんと同じで私もわかやま市民生協、このお向かいにあるんですけれども、そこで働いておりました。2013年から2022年まで10年間、最低賃金で働くパートの仲間と10年間働いておりました。 [REDACTED]

この新自由主義が貧困や高齢化、若者の将来展望のなさの要因になっているんじゃないのでしょうか。95年以降、結局、規制緩和を続けて、企業の固定費を下げて競争力を上げるという政策が現在に至って問題を生んでいるのだと思います。

もちろん単純に非正規イコール貧困ではないのですが、非正規は派遣が多いと思われている方が多いと思うんですけども、実は派遣は微増しかしておらず、非正規で増えているのは圧倒的に女性のパートです。女性のパート、主婦パートが別に貧困の人ばかりじゃないです。他に生計を担う人がいますからね。いてる場合は貧困ではありません。ただ最低賃金の上昇と社会保険の適用拡大で、間もなく扶養のメリットっていうのがなくなりますので、労働時間を短くして扶養の範囲に収めるか、あるいは扶養の範囲を超えて長時間働く女性、主婦パートの人が増えてくると思います。つまり30時間以上や35時間以上働く人が多分増えてくると思います。

生協労連というところにも所属しているんですが、東京などではもう扶養の範囲を超えて働く人がどんどん増えてきてます。和歌山ではまだそうではないですけどね。そうなりますと正規は非定型業務で長時間働く、パートは臨時で補助的な作業という違いがどんどんなくなっていくと思います。そうすると単価の差だけが、同じような仕事をして単価の差だけが明らかになります。パートというのは結局、正規と似た仕事をしながら、低賃金で責任だけを負うというふうな働き方になるんじゃないでしょうか。そういう構造がずっと続くように思います。

似たような働き方で、雇用の区分の違いで単価が低い、こういう不公平な格差や貧困が購買力の低下を生んで、次の失われた30年を生むのを避けないといけないと思います。本当は正規、非正規という働き方の区分をなくすべきだと思っているんですが、これをここで言っても筋違いですので、働き方の変化のための第一歩として、最低賃金はまずは大幅アップ、1,500円に近づけるというのを審議していただきたいというのが私の意見です。

以上です。

○廣谷会長

ありがとうございました。

ただ今の祐伯様の御意見に関して、御質問等はございませんか。

質問等なし

○廣谷会長

では祐伯様、ありがとうございました。

続きまして、和歌山県地方労働組合評議会の杉様、お願いします。

○和歌山県地方労働組合評議会（杉）

御紹介いただきました和歌山県地評の事務局長の杉です。どうぞよろしくお願いたします。

四半世紀以上に及ぶ実質的賃金の低下と大企業優先の政治により、疲弊した労働者、国民の暮らしに円安と異常な物価高が襲い掛かり、深刻さを増しております。政府が発表する実質賃金が今年の5月まで26か月連続で前年比マイナスとなりました。賃金が下がり続けているという状況です。

一方で、2023年の物価上昇率は前年比2.8%の上昇となり、2年連続で2%を上回りました。この間の賃金引上げが追い付かず、実質賃金が下がり続ける、そういう国を転換するには至っておりません。特に中小・零細企業にとっては物価、原材料の高騰などが経営に重くのし掛かり、コロナ時期を上回る倒産、廃業が起きる危機が指摘されております。価格転嫁が進まない、社会保険料や消費税の負担が重い、こういう経営環境の厳しさは私たちも承知の上でございます。

しかし、この状況を労働者の賃金抑制で乗り切ろうというのでは、このまま和歌山の経済発展は見込めません。政府や財界、それから内部留保、役員報酬、それから株主配当をしっかりとため込んで、そしてトリプルローンを起こさない、そういう大企業にこそしっかりと意見を言うべきではないかと、このように考えております。最低賃金審議に関わる委員の皆さん、立場の違いを超えてこういう運動を一緒に進めていこうと、こういうことも申し述べたいというふうに思っています。

2023年の最低賃金の改定で、全国の加重平均は1,004円となりました。しかし、これを上回る地方は七つしかなく、最高の東京と和歌山との差は184円、お隣の大阪府との差は135円にも上っております。全国で隣接する都府県で、この差の大きいところは東京と山梨が全国でワーストとなっております。次



が神奈川県と山梨県との間です。その次のワーストスリーが大阪と和歌山の間  
のこの135円となります。都市部への人口流出、地域経済疲弊の要因というこ  
とになっていると思います。

私たちが全国の27の都道府県で取り組んできました最低生計費試算調査に  
よりますと、都市部であろうと、地方であろうとも、どこでも必要な生計費は時  
間額で1,500円以上との結果を示しています。地方だから生計費は安く済む  
ということはありません。掛かる生計費が同じであれば賃金の高いところにお  
のずと人は流れてまいります。人員不足解消のためにも最低賃金の地域間格差  
を解消し、賃金の大幅な底上げが必要ではないでしょうか。先日晒された全国一  
律50円ではこの格差は解消できません。急激な物価高騰の中、最低賃金近くで  
働く労働者から、これでは暮らしていけないと悲鳴が上がっています。昨日から  
私たちの上部団体であります全労連が全国定期大会を開催しておりますが、こ  
の示された金額を見て、桁が違うんじゃないか、こういう声がたくさん上がっ  
ております。

2024年の最低賃金改定に当たり、この中央が示した目安にとられるこ  
となく、次のことが実現されるよう審議会委員の皆様の御尽力をお願いしたい  
と思います。

一つに、和歌山県の最低賃金を1,500円以上に引き上げること。

二つに、最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設を関  
係機関に働き掛けること。

三つ目に、最低賃金の引上げを円滑に実施できるよう、中小企業、小規模事業  
者への支援策を強化をするよう関係機関に要請すること。

以上を要請したいと思いますし、この同じ趣旨です、県内各地からたくさ  
んの署名を本日集めてまいりました。今のところ2,586筆ございます。是非  
とも会長に受け取っていただきたい、このように思って持参いたしましたので  
よろしく願いいたします。

○廣谷会長

ありがとうございました。

ただ今の杉様の御意見に関して、御質問等ございますか。

質問等なし

では杉様、ありがとうございました。

先ほど署名をお持ちいただいたということでありますので、お受けしたいと  
思います。

## 会長が署名を受け取る

### ○廣谷会長

それでは意見陳述については、これにて終了いたします。

労使それぞれの立場から貴重な御意見を拝聴いたしました。いただきました御意見については今後の審議に生かしてまいりたいと思いますので、皆様よろしくお願いいいたします。

次に議題2の目安答申の伝達について、7月25日に中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に、令和6年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申がなされています。その答申を事務局から伝達していただきます。

### ○事務局（谷本）

それでは資料7を御覧ください。

答申の本文を読み上げさせていただきます。

## 事務局が答申文を朗読

### ○廣谷会長

ただ今、事務局から目安答申を伝達いただきました。

今年度の目安答申に関して御意見をお聴きしたいと思います。

まず、労働者側委員いかがでしょうか。

### ○濱地委員

はい。特段意見はございませんが、中賃でしっかりと議論されたこの目安というものを十分尊重してまいりたいというふうに思っております。

### ○廣谷会長

では、使用者側委員いかがでしょうか。

### ○児玉委員

目安が50円ということで、相当、率にしては大きな数字だと思っております。5%ってことなんですけども、和歌山の数字からしますと5%を上回るような大きな数字であるということでありまして、データに基づいた議論を真摯にやっていきたいと思っております。

### ○廣谷会長

ありがとうございます。

公益側委員から御意見ございますか。  
よろしいでしょうか。

意見なし

○廣谷会長

はい。それでは、中賃目安に関する意見交換についてはこの程度で終了したいと思います。

和歌山県最低賃金改正決定に当たりましては、目安答申の内容、地域の状況、それから先ほど関係労使の方々からいただきました御意見も参考にしながら、専門部会の場で議論を進めていきたいというふうに思います。

次に議題3の特定最低賃金の決定等の必要性の有無について、労働局長の諮問をお受けしたいと思います。

局長から会長に諮問文を手交  
事務局が各委員に諮問文（写）を配付

○廣谷会長

では事務局は諮問文を読み上げてください。

事務局が諮問文を朗読

○廣谷会長

ただ今諮問を受けましたが、何か御意見、御質問はございますか。

意見等なし

○廣谷会長

では、これらの諮問を受けたということで、まず特定最低賃金の改正決定の必要性の審議につきまして、特別小委員会を設置して審議することにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

異議なし

○廣谷会長

それでは改正決定の必要性について、特別小委員会を設置して審議していただくこととし、特別小委員会の委員を指名したいと思います。

公益委員につきましては、先日の公益代表委員会議において、岡田委員、本庄委員、和中委員の3名が担当することとなっておりますが、労働者側、使用者側それぞれ3名を御推薦いただきたいと思います。昨年度は、労働者側、使用者側ともに和歌山県最低賃金の専門部会の3名に担当いただいておりますが、いかがいたしましょうか。

○濱地委員

はい。労働者側、昨年同様でよろしく願いいたします。

○児玉委員

はい、使用者側も同じで。

○廣谷会長

はい。では、ただ今御推薦をいただきました委員の皆様方を、特別小委員会の委員として指名させていただきますので、よろしく願いをいたします。

特定最低賃金の改正決定の必要性につきましては、特別小委員会において審議をしていただいて、その後、本審において審議結果の報告を行っていただきたいと思っております。

その報告を踏まえて、審議会から局長へ改正決定の必要性の有無を答申したいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

異議なし

○廣谷会長

それでは、そのように進めていきたいと思っております。

特別小委員会の日程について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

特別小委員会の日程につきましては、第2回専門部会の開催後、7月29日の午後11時から予定させていただいております。

専門部会の進捗状況によっては、特別小委員会の開始時刻が前後する場合もございます。よろしく願いいたします。

○廣谷会長

最後にその他の議題になりますが、本日の議事に関する事、今後の審議に関する事等で何か御意見、御質問ございませんか。

意見等なし

○廣谷会長

ではその他に何か御意見等ございませんか。

意見等なし

○廣谷会長

ないようでしたら、最後に和歌山県最低賃金改正決定に当たっては、目安答申の内容、地域の状況、それから先ほどの関係労使の方々からの御意見等も参考にしながら、専門部会の場で議論を進めていきたいと思えます。

また、今後の審議会の日程につきましては、第1回審議会において確認いただきましたとおり、第3回審議会は8月5日月曜日15時から、第4回審議会は8月21日水曜日9時から開催を予定しておりますので、よろしくお願ひします。本日はこれにて閉会といたします。